

第 4 4 号 議 案

足立区における保育の利用等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区における保育の利用等に関する条例の一部を改正する条例
足立区における保育の利用等に関する条例（平成 2 3 年足立区条例第
4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 同弘道保育園の項、同沼田保育園の項及び同大谷田第二保育
園の項を削る。

付 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

弘道保育園、沼田保育園及び大谷田第二保育園を廃止する必要がある
ので、この条例案を提出いたします。